

では先に行きたいのですが、私としては6ページのところで気になりますのは、④のサービス供給体制の多様化の中に、さらにボランティア活動の重要性も高まってきているとサラッと書いているのですが、ここは事情によってはボランティア活動は項目を起こすなりしておいた方がいいのかなという感じがしますね。ある意味でここに期待をしたいという部分もあるわけですし、それは少し検討させていただきたいと思います。

それでは9ページ以降のⅢの地域福祉の意義と役割のところでご意見がありましたらお願いします。

○小林委員

このところが多分これからの地域福祉のイメージをつくるひじょうに重要なポイントだと思います。9ページの3つ目のところは、「共助が公と私の谷間を埋める」という表現になっているのですが、これでいいのだろうか。共助はむしろ独自の価値をもち、それを支える人やシステムというような構成にしないとイメージがつかめないように思います。ここは問題点ではないでしょうか。

全体として、地域とか地域福祉というようなイメージをつくるのがこの部分ですね。共助の空間を地域の中に位置づける、支えあいの姿、生活課題、住民主体、ネットワークとなっていますが、この何か項目の出し方にもう少しイメージがだせないかという印象があります。

○大橋座長

Ⅱのところでも論議したことにかかわるわけですが、救貧制度的なところから発展してきた社会福祉制度は随分きちんとつくられているんだけど、それでもなおかつ制度で救えない人がいたり、谷間に人がいるよという側面で新しく考えなくちゃあいけないよということと、もっと積極的に新しい社会哲学なりシステムをつくる必要があるよということで、ここで言っている共助という考え方をつくっていくという二つ目の面ですね。

その後者の方の部分を谷間と言っちゃうとやや弱くなっちゃうので、これはもっと積極的に谷間じゃなくて、新しいシステム、社会哲学みたいなものだということが一番最初に佐藤委員なり清原委員が言われたことと同じ論法をここに少し書き込むということでしょうか。それはまた検討させていただきます。他にはいかがでしょうか。

○清原委員

実は先ほど局長も言ってくださったのですが、今後この少し包括的な一見抽象的に見えるかもしれない方向性を受けて、例えば民生委員のことも、あるいは国の補助金とか、あるいは人材の支援についても、今後再検討できる、そういう伏線というか、方向性というか、それがこの報告書の中から出てくるとおっしゃってくださったことは大切だと思います。そのあり方についてはⅣ以降に書かれているのですが、その前段のⅢのところ、私はやはり民生委員というか、今まで福祉の担い手をしてくださっていた方の活動について、少しでいいのですが、触れて

おいていただいた方がいかなと思います。

なぜなら 11 ページ以降、「住民が主体となり参加する場」「ネットワークで受けとめる」等々書いてある中に、「地縁団体と機能的団体との関係」や、「行政や事業者、専門家と住民との関係」が書かれているのですが、この中にぜひ今までの民生委員あるいは社会福祉協議会といった組織が関係するような記述が、検討会でもヒアリングもいたしましたので、あった方がいいし、委員の中にも関係者がいらっしゃるので、書いていただいた方がいかなというふうに思っています。

というのは、その後「コーディネーターが必要である」「コーディネーター力の強化」というのがⅣ以降にあるのですが、そのコーディネーター予備群というか、そういう方たちの中には当然のことながら民生委員もいらっしゃると思いますし、新たな場づくりのところに社会福祉協議会がもっている、例えば三鷹市で言えばボランティアセンターだとか、連携して取り組んでいる「ほのぼのネット」と言われる、「いきいきサロン」のような取り組みのようなところが息づいてくると思いますが、全く新たなものをつくり出すことだけが方向性ではなくて、今あるものの再検討、強化というか補強というか、そういうようなものの伏線が張られていけばいいなと思います。

もう一つ、ここのところでは、「共助の空間」という表現になっています。「空間」という表現よりも地域の様々な「関係」の中に「共助の新しい関係」が生まれるとというイメージしやすいのですが、「空間」というと場所というのか、そういうイメージが一般的には強くなるのではないかと思っています。私は日本語で言えば「関係」、英語で言えば「ネットワーク」なのか、「結びつき」というか「絆」というか、何かそんなような表現の方がいいのかなと思っています。もしそうでなくて「空間」という言葉を使うとするならば、何か説明が必要ではないかなと思いました。

もう一つは、私たちがこの間かなり重視してきたのが、7ページの③にある、顕在化しなくて「潜在してしまうような対象者」が地域社会の中にはいる、例えばひきこもりから孤立死に至る单身男性とか、消費者被害にあっても仕方ない認知症の一人暮らし、高齢者とか、あるいはここで書いていらっしゃる中にあるような、せっかく求めに応じられる仕組みが地域社会にあったとしても、それに応えられない層を、ちゃんと私たちは凝視して、地域福祉の対象者として顕在化するような仕組みもつくっていかなければいけないということだったと思うんです。そのことについてダイレクトに対応できるような記述を、このⅢの「地域福祉の意義と役割」の中には明確に示しておかなければいけないのではないかと思います。

その時にこれは三鷹市の例なんです、例えば民生委員に私たちは市の「社会福祉委員」をお願いしているものですから、介護保険制度見直しの度に悉皆で 65 歳以上の市民を訪問していただいて、「介護保険のしおり」を配布していただく中で、178,000 人の人口の約 3 万人の方を訪問していただいているのです。その中から介護保険のサービスを受給していなくても潜在的に隠れていたニーズが把握されたりすることがあります。

それから老人クラブ活動とかシルバー人材センターの活動とか、その他のボランティア活動も含めて、町会自治体の活動の中からあぶり出されてくる例もあります。

私自身も、77歳の方の敬老金は民生委員の方をお願いしていますが、市長として88歳、99歳、100歳以上の高齢者に敬老金を給付するという事業で、毎月30軒から50軒の高齢者宅を実際に訪問しています。その中から様々な問題がわかって、高齢者支援室につなぐとか、あるいは児童福祉につなぐとか、障害者福祉につなぐとかということをしているんですが、保健師、助産師の訪問の中で産後うつ病がわかったり、在宅の子育て支援が必要な例がわかったりということで、訪問をしていくというようなことが問題の顕在化を促すということがあります。最後に個人情報保護の問題等で問題提起もありますが、それに萎縮しないで訪問していく正当性をもつ民生委員という役割は、私はやっぱり重要だと思っています。何かその辺のことがこのⅢのところであつたわけつつ、Ⅳ、Ⅴと書かれていけばいいのではないかなと考えました。

○大橋座長

今の既存制度の評価なり役割をどう書き込むかというのは、全体にとってかなり重要な問題になってくるんだと思うんですね。もっと抽象化して書いておいた方がいいのか、というのは既存の制度それ自体をどう認識し評価するかということがあるので、例示的にこういうふうにやっていただいたということを書くとするので、それだけでは済まない部分もあるので、特に一番最後に既存制度の見直しが出てきますので、まだ書き込まれてないので、それとのかかわりでどうするか、ちょっと考えさせてください。

それから空間という言葉は、今日は今田委員がいらっしゃらないのですが、確かに共助の関係性とか、共助の空間・関係性とか、そういう関係のもつ意味みたいなことですかね。もう少しこれは工夫させていただければと思いますね。ある意味ではハーバースのコミュニケーション理論みたいなことにもなってくるんだらうと思うんですが、そんなことをどう考えるかということでしょうかね。

もう一つ、アウトリーチとかサービス開発との絡みを言われてきたのが、言葉としては出てないのですが、その機能のもつ意味みたいなことですね。特に市町村の大きな役割がⅣのところから出てきますので、それとの関係ではどこまで書き込むかというのは少しあると思いますね。アウトリーチをもっとやっぱり積極的にして、ニーズキャッチをするということだとか、新しいサービス開発を企画するというようなことのもつ意味なのか、そんなことを少し考えさせていただければと思います。

○佐藤委員

この意義と役割の中で、地域福祉がもつひじょうに重要な役割である、予防の機能であるとか、早期発見・早期対応の機能ということを書き出しておく必要があるのではと思います。例えばいきいきサロンの参加者の食事の偏りに気がついて配食サービスを始めましたというような記述が出てくるのですが、解決に向けた取り組みをいろいろ住民の皆さんが考えてやることで、ただ単に解決の仕組みをつくるだけではなくて、その予防するとか、早期発見で早期対応するような仕組みをつくっていくとかという流れが出てくることに地域福祉はひじょうに大きな意味があるので、できればそういう記述をきちっと入れておいていただく方がいいというのが

一点です。

○大橋座長

わかりました。それは先ほどのアウトリーチのニーズキャッチの関係で、もしこれが考えられればと思います。

○三本松委員

二点ほどありますが、一点目は9ページの1の二つ目の○のところですが、自助はという説明があるところなんです、これを読んでいくと、自助の定義にもとれるのですが、この自助の定義で読むと、財産のあるものにとっては可能であるというふうに読むと、何か自助がすごく狭くなって、読み方によってはちょっとステイグマ性まで帯びてくるんじゃないかなというので、ちょっとここの書き方を工夫した方がいいのではないかということです。

○大橋座長

そこはぜひちょっと知恵を出して、こういうふうにして欲しいというアイデアをください。

○三本松委員

もう一点が12ページの三つ目のところですが、ここが住民にはノウハウや情報がないなどの限界がある。したがって行政や専門家というふうになっているのですが、これまでのこの研究会での事例などを考えてみると、住民組織はいろいろノウハウもあるし、また必要なのは、もしノウハウがないとした時に、そういう住民組織などに対して支援をしていくあり方なんじゃないかというふうに思うんですが、ちょっとここが何かダイレクトになりすぎているんじゃないかというふうに感じました。

○中村局長

我々も報告書の構成の時から、この研究会の議論の時に、ちょっとその概念整理で悩んでいることがありまして、そこをご相談したいのですが、社会保障関係の議論として自助、共助、公助というのがかなり強く出されたのは1994年だったと思いますが、当時の厚生大臣のもとにつくられた福祉ビジョンというのが出されたのですが、そこでかなり言われたことなんですね。

その時の自助、共助、公助というのは、どちらかというとな財源論的な、社会保障の大きさをどのぐらいするのか、いわば言葉を変えますと高福祉高負担なのか、中福祉中負担なのか、低福祉低負担なのかという議論が一つありました。それからもう一つはいわゆる税方式でいくのか、社会保険方式でいくのかという議論、その二つの流れから絡み合って、自助というののもう一つはサービスの利用者負担問題があって、その時のイメージは自助というののももちろん小さな政府で低福祉低負担という議論が一つ、それからできるだけ社会保障の範囲を小さくして、自分でそれこそ自己責任でやるという要素を出すかという議論、それに対して公助というのほど

っちかという税金でやるという議論、共助というのは社会保険なんだ、その時に介護制度をどうするかというのが念頭にあって、介護保険でいくのか、税の介護でいくのかというのが議論にあって、自助、公助、共助ということが強く言われて、それが学問的に正しいかどうかは別として、社会保障の関係者の議論、あるいは我が厚生労働省の中の議論かもしれませんが、そういう議論がかなりありました。

もう一つは、市場の失敗、ですからマーケットでやる、市場セクターと政府セクターがあって、市場の失敗もある、今田委員からも市場も失敗する、政府も失敗する、ボランティアも失敗する、その時の議論は世の中に3セクターあって、政府セクターと市場セクターと非営利セクターがあるという議論があったと思うんです。

非営利セクターがある、そしてNPOがその典型だという、こういう議論があって、どうも私も議論していると、自助・公助という時に、その議論でいくと介護保険というのは実は共助というふうに大体分類されている、ある人はあれも自助だという人もいます。自分で保険料を出しているんだから自助なんじゃないかという論者もいるけど、基本的には公助とされている、それに対して公助というのは生活保護みたいなやつなんだ、こういう整理があるところではあるわけですね。

その時に市町村にあまねくサービスを提供する方法といった時に、市町村は介護保険でやっているのは、これは公助なのかというのは、書いていて恐縮ですが、ちょっとひっかかるなと思いつつ書いています。ですから自助・共助・公助ということで議論を整理するのか、マーケットと政府と、それから非営利セクターという形で整理するのか、その非営利といった時に事業者が入ってくるのか入ってこないのかとか、またこれはややこしいんですが、多少どっちの線で整理するかとやらないと、谷間を埋めるのが共助といった時に、その共助って何かというのは、ちょっと介護保険はどっちなんだとか言われるとウツと詰まるところもないわけでもないというので、もう一回大橋座長とも相談し、また今田委員のご議論と重なっているの、ご相談してみますが、ちょっとこの点はそういう議論も含めて大幅に直す可能性もあるということにさせていただきます。

○小林委員

今の局長のお話というのは、財源論でやるか、提供組織論でやるか、システム論でやるかによって違うという話ですね。これを地域福祉という観点からみると、どのパースペクティブから議論したらいいかが分かれば、違う視角からの公助・共助を打ち出せるのではないかとということが第一点。もっと住民に近いイメージを共助という形で打ち出せないかというのが課題だと思います。

先ほど申し上げた点に戻りますが、この真ん中の部分は「コミュニティ再生の軸としての福祉」につながっていますので、真ん中の5つのボックスの内容が、何からの形で将来のコミュニティ再生につながるような構成をとれるとよいと思います。私の個人的な勝手な提案ですが、また、次のⅢのところの担い手という項目があるのですが、今コミュニティには、どういう住民がいるのかということと、住民の側から見た公助・共助という考え方を何かイメージとして打ち出せないかと思います。

例えば軸が、担い手あるいは住民、あるいはそのコミュニティの構成員、次は、

基本的なフィロソフィといいますか、考え方、哲学で、今日を書いていただいたところでは、例えば 10 ページの上の二つの〇の部分が含まれると思います。これに公助・共助・自助みたいなことを入れるかどうかというのが論点の一つだと思います。それから三番目はそれと関連する活動という領域で、これは個々の活動という意味と、見守りのような、いわばその住民がいることによって発生してくる役割のように考えてもいいのではないかと。活動の領域ですね。それからシステムとネットワークということで、最後にエリアという、5つくらいの構成にしてはどうかと思います。

このような福祉コミュニティが、どのように他のコミュニティ、教育コミュニティなどにつながって広い意味でのコミュニティを形成するというイメージができるかというのではないかと思います。

○大橋座長

財源論だとか組織論だとかシステム論とか小林委員が言われましたが、多分そのシステムの関係性の問題をもっと強調して書いた方がいい、そこをもとにして自助・共助・公助と、こう言ってるよというふうにした方がここではわかりやすい、それを財源と提供組織論とかと書きちゃうとちょっと混乱するかもしれないということで、その辺でいくと三本松委員が言われたことは、関係性でいけばこれはこれがかまわないかもしれないということなので、それを拡大していっちゃうと、ちょっと何が何だかわからなくなっちゃうので、ちょっと整理をしていただきます。

今日、今田委員がいないのがちょっと残念なのですが、今田委員の意見も聞きながら、公助の空間という言葉が使われた時に、多分私は関係性のところなんだと思います。ハーバースなんか問題にしているようなところかなというふうに理解をしていたのですが、それでいいんですかね。局長も言われたので、この辺の部分は少し変わるということだし、文言なり表現の仕方は最後の最後までいろいろご意見をいただきたいと思いますので、基本的な考え方、構成はよろしいということであれば、そのまま進めさせていただきたいと思います。

それではⅢのところはよろしゅうございますか。

10 ページの上から二つ目の「これまでの福祉は、対象者を」と、こう言っているんですが、対象者とか当事者というのがどうもかつての救貧的な施策の時の対象者とか当事者とかいう言葉その場合には使っているけど、果たしていいのかという、社会福祉法は福祉サービスを必要とするものとか、福祉サービスを利用するものとかというふうに分けているので、この辺の言葉は少しまたご意見があればいただきたいというふうに思いました。対象者というのはわかりやすいといえばわかりやすいんですけどね。

それではⅢは皆さんから意見は出ませんでした、11 ページの「ネットワークで受け止める」というところが実は大変重要なわけですよ。関係性の中ではネットワークをどうつくるかとか、ネットワークの中でどういうふうに受けとめていくかとか、だからこそコーディネートという機能があるのですが、この辺も後ほどまたご意見があればいただきたいということで先に進めさせていただきます。

それでは 14 ページ以降のⅣの地域福祉を推進するために必要な条件ということ

で、前回かなり自治体の役割というようなことがあって、随分書き込んでいただいている部分があるんだろうと思いますね。17 ページに市町村の役割と書いていただきましたし、また運用の弾力化なども随分書き込んでいただいています。それではⅣのところについてのご意見があればどうぞ。

○長谷川委員

先ほどの清原委員からの話のような民生委員の仕事の内容、具体的なことというようなことを私も思っておりましたが、それは最後の段階でもって既存施策の見直しのところでも出てくるのかなと思っていたのですが、ぜひまたそういうことも含めてお願いをしたいと思います。

いろいろと我々の方の仕事の中で、新しい仕事がどんどん日を追うごとに出てまいりまして、訪問活動そのものを例にとってもみても、来年のお正月から赤ちゃん訪問事業ということで、生後4カ月の赤ちゃんが生まれた家庭を我々が訪問しますという一つの制度というものも生まれてまいります。4 ページでもってオートロックのことがあったのですが、それというのもやはり呼び寄せ高齢者が多くなってきているから、急にポンと呼ばれて行ってもなかなか中には入れないという、そういう一つの前提があるわけなんです。やっぱり地域の中では今社会情勢がどんどん変わっていく中でもって、家族関係の変化が進んでおりまして、日中1人でお年寄りとか、老夫婦だけの家庭がひじょうに増えているわけですから、それらの関係ということも考えますと、地域福祉の中でお互いの顔の見える環境づくりということが必要じゃないのかなと思います。そういうことで、顔の見える環境づくりをぜひ一つ項目に入れていただくというのが方策の中でご提言いただければありがたいなというふうに思います。

○大橋座長

先ほど場を確保するとか、そういうところを書いてあるので、その辺に場のもつ意味みたいなようなこと、さっき居場所の問題もあるのですが、顔の見える関係性だとか、何かそんな表現なんではないでしょうか、少し工夫をさせていただきますし、先ほどのアウトリーチはこの14 ページのところを書いてあるので、結構全体をみると散らばっているんですね。ただ、その部分だけどうしても論議の仕方が柱ごとにやっているから足りないよという面もありますが、全体をみるとそれなりにあるので、その辺は向こうにあるのをこっちへもってきた方がいいとか、こっちにあるのを向こうにもっていた方がいいとかということも含めて、後でご意見をいただければと思います。

今の長谷川委員のところは15 ページのところの活動の拠点とか、そういうところのもつ意味の中に少し説明をするというようなことでしょうか。

○佐藤委員

まず1番目の住民主体を確保する条件があることということに二つ〇があるのですが、もう一つ、それと先ほどお話が出ておりましたが、福祉教育であるとか、福祉学習であるとか、それから提供をちゃんと受けて必要な情報を得るということ

ですね、それがないとやっぱり解決していけないわけですから、記述としてそういうものを入れていただく方がいいというのが一点です。

それから二番目の課題の発見のためにということで、課題発見が動いていくわけですが、その課題を発見して解決にいきなり結びつくという話し、個別のケースでいくとそういう動きになるのですが、もう一つ、課題を共有化をして共同の課題として地域の資源をつくっていくというような動きにつながっていくという意味では、その課題を共有をして、お互い自分たちの問題だとして一緒に考えるというようなプロセスが間に入る、そういうプロセスが入ることが、例えばこの範囲の問題の中で出てくる中学校区や小学校区という少し広い範囲でとらえて課題を共有化をしていくというようなことだと思います。

基本的にはその見守りの活動であるとか、細かな地域の動きを察知しながら具体的に援助するとかということやはり自治会範囲ぐらいの狭い範囲ということで、この中でも随分議論が出ていました。そしてそれとは別にもう一つ広い小学校区なり中学校区なりの範囲をもってくるという意味では、そこが適切であるということを押さえる意味でも、その課題の共有化、もしくは共同化みたいなことを文言として入れていただく必要があるということを感じました。以上です。

○大橋座長

先ほど長谷川委員が言われたのは、14 ページの下の圏域です。佐藤委員が言われたのもそこなので、その辺のところ、圏域を柔軟に考えながら、そこにおける関係性のもつ意味みたいなものを少し書き加えた方がいいと、こういうことでいいでしょうか。

○清原委員

例えば、私たちが直面している課題というのは、世帯ごとをみた時に、高齢者が深刻な介護ニーズがある場合には介護のニーズに対応する世帯と位置づけられて、それが仮に同居しているにせよ、していないにせよ、なぜそうした介護ニーズが生ずるかといったら、他の世代が子育て、あるいは職業上の問題に直面しているとかという複合的なことがありますね。

そのことについてかなり今回も問題の複合性についても触れられているのですが、同様にそれを解決していく時に、担い手というところで例示されていることなんですが、活動の核となる人材がPTAや青少年団体など、福祉に限らず他の様々な活動を通して云々というふうにありますね。

これらの例が象徴的なんですが、例えば、民生委員でも就任する前に何をされていたかといったら、PTAの経験者であったり、あるいは三鷹市の場合だと青少年問題の対策地区委員会の委員であったり、交通問題の対策の地区委員会委員であったり、子ども会を指導しているボランティアであったり、それぞれ何らかの経験をされていて、民生委員に推薦されるというようなことがあります。

他にも保護司の前歴をみても、そうした地域の何からの活動をされている方とか、人権擁護委員でも行政相談委員でも、何らかの別の専門以外の活躍をされている例があります。そうしたことで幅広く考えますと、必ずしも児童館で支援している人

が大人ではなくて、三鷹だと中高生が小学校の児童に対して遊びのボランティアをしているとか、世代的にも年代的にも、あるいは属性的にもかなり広範に潜在的なこうしたいわゆる「共助の取り組み」に参加できる担い手というのはいるようなんですね。

その時に、私たちは地域の取り組みですから、その支援となる財源が、前の活動資金にかかることですが、厚生労働省の枠組みであろうが、文部科学省の枠組みであろうが、それを私たちはかなり総合的包括的に考えながら市民ニーズにかなった仕組みをつくっていきます。したがって一方で担い手については多様性を尊重しつつ、コーディネートしている役割を、ある場合には自治体が果たしたり、ある場合には民生委員にお願いしたり、ある場合には社会福祉協議会にお願いしたり、あるいは独自に今後は地域福祉のリーダーを養成していくということで、幅広く求めていくというところをかなり手厚く書いていただければと思います。

あわせて 17 ページの 6 の市町村の役割というところで、改めて「場の提供」においても、あるいは「機会の提供」においても、あるいは「連携の提供」においても、フォーマルサービスを中核としたサービスのコーディネートにおいても、自治体が大変重要な役割を担っているという、この記述について、私は不足はないのですが、実は最後の○の 5 番目の「国においても市町村で柔軟な対応が可能となるよう、施策の設計や実施にあたっての配慮が求められる」という 2 行というのは、かなり革命的というか、改革的な記述で、私はこれを心から応援したいと思っております。地域福祉包括補助金的な用語にしまえばちょっと狭くて恐縮ですが、実は中身には相当豊潤な可能性を秘めた、そんな方向が今後検討されていくことは実は本当に重要なことです。財源論についてはすぐ市町村にはね返ってくるので、言及はこれ以上避けたいと思いながら、実は国と市町村との関係で、地方分権の中、このような包括補助金的な発想がもし提案され検討されるとするならば、私は「新しい公」、「新たな公」の実現可能性をかなり高めるものだと思います。

ただ、留意点のところに、公共性とか公平性とか最適性の判断基準を、いかにこうした枠組みができた時に、私たちが公共団体として担保していくか、そして国がそれを保障していくかということについての吟味というのは、課題としては残されます。でもそれを十分配慮しつつ、思い切った方向性が出されるとするならば、私は本当に大いなる改革ではないかなと受けとめました。

○大橋座長

全国 1,800 自治体が清原市長と同じように考えてくださればよろしいのですが、そうではないので、この辺は柔軟にと言いつつ、一方では全国民の底上げをどうするかということでは、まあ留意点の方にある意味ではサービス水準の評価の機能みたいなものをどうするかなんていうのを大胆に書き込まないと、市町村のアドミニストレーション機能が見えなくなっているんですね。

それで私なども地域福祉計画が今 10 年前と随分違うなと思うのは、市町村のソーシャルアドミニストレーション能力をどうするかということが大事で、その一つはやっぱりサービスの水準向上なんですよ。それから人材の研修なんですよ。そういう機能をやっぱりきちっと書き込まないといけないと思います。

○清原委員

実はその4のところに既存政策の見直しのところに検証というのが明確に書いてあるのですが、実は既存施策だけじゃなくて、私たちが提案しているこれからの地域福祉のあり方によって生まれる新しい事業とか政策についても、たえざる検証というのが必要で、それも事後評価も重要ですが、第三者評価とか、そういう仕組みをしっかりと福祉の領域の中で確立していかなければいけない。そうでなければ地域福祉の中の「新しい公」、いい意味での支えあいの仕組みというのが、いわゆるサービスを必要としている方の視点に立って成り立たないのではないかなということで、今大橋座長がはっきり言っていたように、基礎自治体も、あるいは事業者も、ボランティア団体も、すべてそうした事後評価と第三者評価にたえ得る検証の仕組みというのは、きちんと明記していただくことは必要だと思います。

○小林委員

IVの構成は、1、2、3、4、5、6となっており、これは市町村の役割と、その前に書いてある条件・方策でなりたっていますが、それぞれは誰がその役割を果たすのですか。市町村がやることと、条件があることというのはどういう関係があるのでしょうか。全体にここは何か市町村の役割が全部とも見えるし、そうではなくて、この黄色のところは誰か別の人たちがやるようにも見えます。条件というのは政策に結びつく部分ですから、もう少し整理していただいた方がいいのではないかという気がします。

○大橋座長

例えば、14ページの住民主体を確保する条件があることというのは、これは必ずしも行政だけでできるわけじゃない、自分自身も考えて欲しいし、地域福祉の中核的推進である社協もこういうことも考えて欲しいとか、そういうことをもう少し大きく言ってるから、そういう大きなことを言いながら、最後はやっぱり一番大事なところは市町村行政だよという流れなんだと思いますけどね。

○小林委員

特に計画を入れていただいたのはすごくいいと思いますね。計画はかなりやっぱり全体を担保するひじょうに重要なところですので。

○大橋座長

だから計画の中身などもどこまで書き込めるかというのがありますが、さっき出たようにアウトソーシングが随分増えてくればくるほど、民間のサービス事業者が増えてくればくるほど、市町村の行政の責務というのはきちんと全体を見たアドミニストレーションの機能をもたなくちゃいけない、そのアドミニストレーションの機能が何なのかということが論議しきれてないんですね。今回はそこまで踏み込めるかどうかわかりませんが、いずれにしてもそういうことを少し整理をしたいと思います。

○河西委員

担い手のところで、人材の育成というところで、実は即人材にはならないかもしれませんが、いわゆる教育という場面で、学校教育の中にも福祉といいますか、ボランティア精神といいますか、そういう教育の場があってもいいのではないかな。私ども活動の中でもボランティア体験の受け入れというのは積極的にやっていますが、その辺の担い手の育成の中で入れていただければと思います。

○大橋座長

それは先ほど長谷川委員も言われたことですので整理いたします。

○佐藤委員

コーディネーターという部分、ここで見てますと個別支援を調整をするという役割は出てくるのですが、その中で先ほども言いましたように課題を共有化するとか、その中から資源をつくっていくとかということをしようと思うと、その個別の援助だけではなくて、コミュニティワークの機能を合わせてもっていかないといけないだろう、そういう記述を少し入れていただければと思います。

○大橋座長

それはコミュニティワークなのか、コミュニティソーシャルワークなのか、これだけ個別援助というと、コミュニティワークですか、コミュニティソーシャルワークですか。

○佐藤委員

コミュニティソーシャルワークということであると、ソーシャルワークの機能だけではなくもう一つの抱き合わせのコミュニティワークの部分も機能としては必要だというイメージです。

○三本松委員

表現のところだけなんですけど、14ページの2の最初の○のところ、「自ら問題解決に向かうことのできない人の問題」というふうに書いてあるのですが、これは10ページの先ほど大橋座長が指摘した対象者のところで、何々ができない人と一面的にとらえることはないというふうに書いてあるので、ちょっとこの辺を注意した方がいいんじゃないかということと、もう一つが15ページの最初の○のところ、「地域福祉は・・・である」というふうになっていて、これも読み方によると定義になってしまうので、ちょっと書き方を考えていただきたい。

○大橋座長

ありがとうございました。いろいろあろうかと思いますが、19ページ以降の留意すべき事項は、もう時間の関係で次回にやらせていただくことにしたいと思います。冒頭に話をしましたが、タイトル自体も今日時間があれば皆さんにお諮り

したいと思っていたのですが、次回に論議をさせていただきたい、ついでには少し考えてきていただきたいと思います。インパクトのある国民向けのメッセージと、社会福祉関係者にもう一度考え直して欲しいということをどういうメッセージを出すかというようなことですが、必要があれば皆さんに投票していただいて、こういうテーマがいいとか、タイトルがいいとかということにしたいと思いますので、考えてきてください。

それから語句だとか表現だとか、そういうものの妥当性がいろいろあるかと思えます。それはまた事務局の方にお寄せいただければと思います。それから文書でメールやあるいはファックスでも結構ですので、事務局の方にいろいろ意見があれば、こういうのはどうだろうかということでお寄せいただければありがたいと思えます。それでは局長どうぞよろしく願います。

○中村局長

また作業させていただきますので、時間が限られておりましたので、ご意見をいただけない委員の方も多かったのではないかと思いますので、あるいは細かい点でこの場で発言するまでもないというようなこともあるのではないかと思いますので、ぜひお寄せいただければと思います。どうぞよろしく願いをいたします。

○大橋座長

それでは事務局の方からよろしく願います。

○事務局

今回は3月14日(金)の10時から12時まで、厚生労働省の会議室になります。

○大橋座長

ありがとうございました。今度は今回と違って次回まで少し時間がありますので、いろいろまた事務局で作業していただけるかと思えますので、先ほど局長も言われましたようにいろいろ意見を率直に言っていただければありがたいと思えます。それでは第9回の会合をこれでおしまいにさせていただきます。どうもありがとうございました。

(終了)